

# 三重県からのお知らせ

県では、総合計画「みえ県民カビジョン」に基づき、廃棄物総合対策の推進に加え、行政代執行による事案の是正を推進するとともに、不適正な処理を未然防止するために、排出事業者がより確実に自らの処理責任を果たすための体制確保を目指し、電子 manifests の普及や優良な処理業者の育成・活用に取り組んでいます。

## 1 排出事業者の処理責任の徹底

排出事業者の処理責任の徹底にあたっては、多量排出事業者等のうち、電子 manifests 制度に加入し、かつ優良認定処理業者に処理委託した事業者の割合を、平成27年度末までに50%以上とすることを目標として取組を行っています。

具体的には、地域機関に環境技術指導員を7名配置し、多量排出事業者等を個別に訪問し、電子 manifests 及び優良認定処理業者の活用など、適正処理確保のために排出事業者が実施すべき事項について、普及啓発等をおこなっています。

県内の多量排出事業者等における処理責任の徹底への取組については、下表のとおり、目標を上回るペースで進んでいます。

【処理責任の徹底に取り組む多量排出事業者の割合（三重県内）】

		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
両方活用している 多量排出事業者の 割合	目標	-	3%	10%	33%
	実績	0%	9%	25%	40%

## 2 電子 manifests の普及

県では、電子 manifests 操作体験研修会や運用相談会を開催し、電子 manifests の普及を図っています。県内の事業者の電子 manifests システムへの加入状況については、下表のとおり、年々加入数が増加しています。

【電子 manifests システムへの加入状況（三重県内）】

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
排出事業者	838	923	964	1,022	1,161	1,488
収集運搬業者	104	158	180	220	247	310
処分業者	68	98	113	134	139	152

また、manifests の電子化率は、下表のとおり年々増加し、現在では約40%程度の manifests が電子化されています。

【manifests 電子化率】

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
三重県	25.0%	26.7%	27.9%	29.8%	31.4%	40.0% (暫定)
全国	14.3%	18.6%	23.6%	25.4%	30.1%	34.9%

今後、電子 manifests のさらなる普及に向け、新たに導入された IC カードとスマートフォンを利用した方法についてもモデル的に取り組んでいきたいと考えています。

## 3 優良認定処理業者

当県における優良認定処理業者の認定件数は下表のとおり、着実に増加し全国7位に位置していますが、未だ取得率は低い状況となっています。

【当県の優良認定状況】

	H23年度	H24年度	H25年度
優良認定件数	98	134	216

## 不法投棄を許さない社会づくりフォーラムの開催について

三重県では、廃棄物の不適正な処理の未然防止に向けた取組の一環として、県民、事業者のみなさまとともに、不法投棄を許さない社会づくりを考えるフォーラムを下記のとおり開催することといたしました。

みなさまの参加をお待ちしています。

- 日時 平成27年1月26日（月）14時00分から16時30分まで
- 場所 四日市市諏訪町2番5号  
四日市商工会議所会館1階ホール（近鉄四日市駅から徒歩7分）
- 問い合わせ先  
三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物監視・指導課  
TEL 059-224-2388 FAX 059-222-8136  
電子メール kanshi@pref.mie.jp